

別記

一 解決條件

- 一 爭議參加者五名ノ解雇ヲ認ムルコト
- 二 會社ハ右解雇者ニ對シ解雇手當トシテ合計金七百五十圓也リ支給スルコト
- 三 會社ハ右ノ外金一封(三〇〇圓)ヲ支給スルコト
- 四 解雇者ハ今後絶対ニ會社ト無関係タルコト

一 覚書

株式會社研究社印刷所并從業員ノ勞働爭議ハ今更調停官斡旋ニ依リ左記條件ヲ以テ圓滿解決シタルニ就テハ茲ニ覚書三通ヲ作成シ當事者双方及調停者各一通之ヲ保持スルモノトス

記

- 一 爭議參加者五名ノ解雇ヲ認ムルコト
  - 二 會社ハ右解雇者ニ對シ解雇手當トシテ合計七百五十圓ヲ支給スルコト
  - 三 會社ハ右ノ外金一封(三百圓)ヲ支給スルコト
  - 四 解雇者ハ今後絶対ニ會社ト無関係タルコト
- 昭和七年四月十一日